

服装，身なりについての規定（令和7年4月改定）

瀬戸内町立古仁屋中学校

項目	男 子		女 子	
身 だ し な み	・清潔な髪型にする。 ・前髪は、目にかからない。 ・肩にかかる生徒は結ぶ。結ぶゴム・ピンの色は黒・紺・茶。 ※ 結んだ髪は高く上げず、ゴム・ピンなどで留める。 ・パーマ，染髪，整髪料は禁止。（縮毛矯正については学校に相談すること） ・眉の形は変えない。（整える程度は可）			
上 着	夏	・本校指定の白の開襟シャツ	夏	・本校指定の白地の濃紺の襟付きのセーラー服 ・濃紺のスカーフ
	冬	・本校指定の標準型学生服。 ・上着の下は開襟シャツを必ず着用する。	冬	・本校指定のセーラー服に濃紺のスカーフ
下 着	・派手でなく、透けないもの（白・ベージュ・グレー・紺・黒の無地）を着用する。			
防寒着	・防寒着として、学生服・セーラー服の下に派手ではないトレーナー等を着てもよい。 ・下に使用しているものが外に出ないようにする。			
	・暑くなって学生服を脱いだ場合は、必ず、開襟シャツの姿とする。		・寒い時期は黒タイツを着用してもよい。 ・タイツをはく場合は靴下をはかなくてもよい。	
その他	・膝掛け（膝にかけるのみ使用許可）			
ボタ	・中学生指定用 ・ボタンをはめる		・袖口などのスナップを留める。	
ズボン スカート	・本校指定標準型の黒ズボン		・本校指定の紺色。 ・スカート丈は立て膝をして膝がかくれる程度とする。	
ベルト	・黒色で装飾がないもの。		・なし	
靴 下	・くるぶしの隠れる長さの靴下（ワンポイント可）で、色は白・黒・紺とする。 ・学校行事、儀式的行事の際は白の靴下を着用する。 ・ルーズソックスは禁止。			
靴	・全面白色のランニングシューズ			
上履き	・本校指定のスリッパ			
ネーム	・糸で縫いつける（１年：紺，２年：白，３年：緑）			
ジャージ	・本校指定のもの			
水 着	・スクール水着か競泳用の水着 派手でないもの			
カバン	① 本校指定の3wayバッグ（正カバン） ② 本校指定の補助カバン（正カバンに入らない学用品を入れる） ③ 部活動でそろえて購入したカバン（補助カバンに学用品が入りきらない場合に使用を認める）			
その他 禁止 項目	・化粧（アイプチを含む）をしない。 ・装飾品（ピアス，ブレスレット，ネックレス，ミサンガ，指輪，ネイルアート等）禁止 ・シャツ出しをしない。（体育服を含む） ・タオルを首にかけたり，手にぶら下げたりしない。 ・学用品以外を持ち込まない。			

